



聖園女学院高等学校・中学校 創立 80 周年記念募金

聖園女学院高等学校・中学校

校長 ミカエル・カルマノ

聖園女学院は、1946 年に藤沢市みその台の地に旧制「聖園女学院高等女学校」として開校し、2026 年に創立 80 周年という大きな節目を迎えました。

1948 年の学制改革により「聖園女学院高等学校」と「聖園女学院中学校」を設置し、以来カトリック学校としてキリスト教世界観に基づく教育を実践してまいりました。1976 年には中高 6 年一貫教育体制を確立し、「信念・精励・温順」の校訓のもと、生徒一人ひとりが与えられた使命を自覚し、人として豊かに成長することを目指して歩み続けております。

また、2016 年には学校法人南山学園の一員となりました。「人間の尊厳のために」という教育モットーのもと、幼稚園から大学院までを擁するカトリック総合学園の一員としての歩みをスタートし、人間の尊厳を尊重しながら他者とともに歩むことのできる女性の育成を目指した学校教育を行っております。

創立 80 周年を迎えた今、私たちは伝統ある聖園教育を未来へ継承するとともに、社会の変化に対応した魅力ある教育環境の整備・充実を進めてまいります。施設設備の改善や教育活動のさらなる発展を図り、生徒たちが安心して学び、自らの可能性を伸ばすことのできる環境づくりに努めてまいります。

このたび、創立 80 周年記念事業の一環として、教育環境のさらなる充実と将来にわたる聖園教育の発展を目的とした寄附金を募集することとなりました。皆さまからお寄せいただくご厚志は、未来の聖園生たちの学びと成長のために大切に活用させていただきます。

何卒、本事業の趣旨をご理解いただき、温かいご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

今後とも教職員一同、神と人々に喜ばれる女性の育成に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026 年 9 月

募 金 概 要

目 的：聖園女学院高等学校・中学校における校内整備およびその他教育環境整備

- ・ 体育館メインアリーナへの空調の設置工事
- ・ 校舎を始めとする施設および設備の老朽化に伴う更新工事
- ・ 災害対応を目的とした設備更新工事

目標金額：1 億円

寄附金額：1 口 10,000 円、1 口未満のご寄附もありがたくお受けします。

募集対象：法人・企業のみなさま、個人のみなさま

(卒業生、在校生保護者、趣旨に賛同いただける一般の篤志家のみなさま、教職員)

募集期間：2026 年 9 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

送金方法：

- ① 寄附申込書(本校ホームページからダウンロードしたもの)に必要事項をご記入のうえで本校までご返送ください。
- ② 同時に指定の口座にお振込みをお願いします。(振込手数料は、寄附者様ご負担でお願いします。)

寄附申込書が到着し、ご入金を確認できましたら、税控除関係書類をお送りさせていただきます。

ご不明な点がありましたら、お電話あるいは Email で下記までご連絡ください。

(問い合わせ先)

〒251-0873 神奈川県藤沢市みその台 1-4

聖園女学院高等学校・中学校 事務室

電話：0466-81-3333 Email：kifu-misono@nanzan.ac.jp

本校への寄附金は、税制上の優遇措置(税控除)が受けられます。

(1) 寄附者様が個人の場合

下記、税額控除制度と所得控除制度のうちどちらか有利な方を選択することができます。

①税額控除

※控除対象額は所得税額の 25%が、寄附金総額は年間総所得の 40%が上限となります。

その年(1月1日から12月31日)の寄附金総額から 2,000 円を差し引いた額の 40%相当額が、その年の所得税額から直接控除されます。	寄附金税額控除額 = (税額控除対象寄附金額－2,000 円) × 40%
---	--

②所得控除

※寄附金総額は年間総所得の 40%が上限となります。

その年(1月1日から12月31日)の寄附金総額から 2,000 円を差し引いた額が、その年の課税所得から控除されます。	寄附金所得控除額 = 税額控除対象寄附金額－2,000 円
---	----------------------------------

上記いずれの制度を利用する場合も、控除手続きを確定申告(寄附をされた翌年の 2 月中旬から 3 月中旬)で行っていただくことになります。詳細は税務署へお問合せください。

控除手続きに必要な書類は、寄附金の入金が確認され次第お送りします。

※「学校の入学に関する寄附金」¹に該当する場合は、上記の優遇措置を受けることができません。

※各地方団体の条例により道府県民税または市町村民税の控除を受けることができる場合があります。

詳細はお住まいの役所へお問合せください。

(2) 寄附者様が法人の場合

下記、どちらか損金算入が有利な方を選択することができます。

① 受配者指定寄附金

日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄附者が指定した学校法人へ寄附していただく制度です。寄附金の全額が損金算入できます。

② 特定公益増進法人に対する寄附金

学校法人南山学園は「特定公益増進法人」に該当しますので、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入が認められます。	特別損金算入限度額 = (資本金等の額 × 0.375% + その年の所得の金額 × 6.25%) × 1/2
---	---

¹ 受験生および新入生(聖園女学院高等学校・中学校以外に、南山学園が設置する大学および高等学校・中学校、小学校、幼稚園の新入生を含む)またはその保護者により、入学願書受付の開始から入学年の 12 月末日までに賜ります寄附

寄 附 申 込 書

学校法人南山学園の教育環境の充実に充てるための寄附を下記のとおり申し込みます。

年 月 日

学校法人 南山学園

理事長 市瀬 英昭 殿

記

寄附申込者ご名称

(法人の場合は、代表者をお書き下さい)

寄附申込者ご住所

寄 附 金 額 金 円

寄附金振込予定期日 年 月 日

南山学園が設置する学校・幼稚園のうち、希望する寄附の申し込み先がある場合は以下にご記入ください。

希望する寄附の申し込み先の学校・幼稚園名 聖園女学院高等学校・中学校

銀 行 口 座 名 横浜銀行 藤沢中央支店 普通預金 0006514
学校法人南山学園 聖園女学院高等・中学校

【確認事項】

- ※ 当該寄附により、寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別な利益を受けることはありません。
- ※ 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生またはその保護者より、**入学願書受付の開始日から入学年の 12 月末日までに賜ります寄附**は、税法上「学校の入学に関してする寄附金」とみなされ、原則、税控除の対象となりませんので何卒ご了承ください。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください（入学の翌年 1 月からは新入生の保護者であっても所得税控除の対象となります）。
 - ☐南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生、または新入生の保護者であり、入学願書受付開始日から入学年の 12 月末日までの期間の寄附である。
 - ☐南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園に入学願書・入園願書を送付した方、またはその保護者であり、入学願書受付開始日から入学年の 12 月末日までの期間の寄附である。なお、この項目は受領書発行に係る確認を行うための項目であり、「学校の入学に関してする寄附金」を促すためのものではありません。また、寄附の有無が入学者選抜に影響を与えることはありません。
- ※ 当該寄附が出資目的の寄附である場合、特定公益増進法人に対する寄附金控除等の税制上の措置の対象外となります。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください。出資目的とは「金銭等の財産を提供して株式や出資持分を取得する行為全般」を指すものです。
 - ☐この寄附は南山学園への出資を目的とした寄附である。
- ※ お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、南山学園に対する個人の寄附は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の①役員、②役員と親族関係を有する方、③役員と特殊の関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合があります。

《送付先》

〒251-0873 神奈川県藤沢市みその台 1 - 4 聖園女学院高等学校・中学校 事務室